

# **江別市立小学校及び中学校 医療的ケア実施に関するガイドライン**

**平成30年12月**



# 目 次

はじめに	… 1
第1章 総則	
1.1 背景	… 1
1.2 策定の目的	… 2
1.3 医療的ケアの範囲	… 2
1.4 実施体制	… 2
1.5 対象者	… 2
1.6 実施の手続き	… 2
第2章 医療的ケアの実施に向けた役割	
2.1 教育委員会の役割	… 3
2.2 学校の役割	… 3
2.3 学校看護師の役割	… 4
2.4 主治医の役割	… 4
2.5 保護者の役割	… 5
第3章 関係機関の連携	
3.1 学校における連携	… 5
3.2 医療機関との連携	… 5
3.3 保護者との連携	… 6
第4章 事故への対応	
4.1 医療的ケア実施関係者の責任	… 6
4.2 事故への対応・検証	… 7
まとめ	… 7

## はじめに

教育委員会では、平成31年4月から看護師及び准看護師（以下「学校看護師」という。）を配置した小中学校において、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）の受入れを予定しており、その体制の整備を進めています。

また、医療的ケア児を小中学校に受入れすることは、学習機会の選択肢を提供すること以外に、情操教育の効果が校内のみならず地域においても期待できると考えております。

小中学校で実施する医療的ケアは、家庭において実践される日常的な医療的ケアとは異なり、医行為として主治医等からの指示に基づき実施します。このため、医療的ケアの実施に当たっては、生活を共にする保護者から医療的ケア児の体調等の情報を得るなど、慎重に取り組む必要があることから、教育委員会を中心に学校、保護者及び医療機関等の関係者が緊密な連携を図り、安全に実施するため組織的に取り組んでまいります。

## 第1章 総則

### 1.1 背景

全国的に、特別支援学校において、医療的ケア児が年々増加する傾向である中、特別支援学校以外の小中学校においても、医療的ケア児が在籍するようになってきております。

国では、医療的ケアを実施する特別支援学校に対する事業費の一部補助を行っていますが、平成28年度からは小中学校の特別支援学級における医療的ケアの実施についても補助の対象を拡大し、医療的ケア児への対応を推進しています。

北海道では、「特別支援教育に関する基本方針」で、医療的ケアを行う看護師の配置に努めるとともに、児童生徒の心身の状況や保護者のニーズ等を把握し、医療的ケアの実施がより充実した体制の下で行われるように推進しています。

現在、江別市内の小中学校には医療的ケア児は在籍しておりませんが、医療的ケア児の小中学校への通学について検討を行った結果、今後の行政需要における対応の一環として、学校看護師を学校に配置し、学校における安全管理に配慮した上で、医療的ケアを実施することといたしました。

## **1.2 策定の目的**

本ガイドラインは、医療的ケア児が小中学校において安全・安心に就学するための実施体制や、教育委員会・学校・医療機関・保護者等の役割を示すことを目的に策定するものです。

なお、今後においても、必要に応じて隨時見直しを行っていきます。

## **1.3 医療的ケアの範囲**

医療的ケアは医行為であるため、小中学校で実施する内容は、原則「医師の指示の範囲」とすることから、医療的ケア児の主治医から指示された内容に限り、学校看護師が実施します。

## **1.4 実施体制**

医療的ケアの実施に当たり、教育委員会に教育・福祉・医療等の関係者で構成する「江別市医療的ケア運営協議会」を設置して、実施に関する協議を行います。

また、医療的ケアを実施する学校では「医療的ケア安全委員会」を設置するほか、保護者及び医療機関等と連携を図り、学校における実施体制を構築します。

なお、小学校1校及び中学校1校で医療的ケアの実施を予定しており、それぞれの実施校に学校看護師を配置します。

## **1.5 対象者**

小中学校で実施する医療的ケアの対象者は、障がいの状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、江別市教育支援委員会において、特別支援学級相当の就学が適当と答申され、安全性の確保はもとより十分な教育を受けられることについて保護者が合意した児童生徒とします。

なお、高度な医療的ケア（人工呼吸器を常時必要とする等）を必要とする医療的ケア児については、学校設備や支援体制の状況から小中学校での受入れが困難な場合があります。

## **1.6 実施の手続き**

医療的ケアの実施に係る申請手続や実施内容等については、別途定めるものとします。

## 第2章 医療的ケアの実施に向けた役割

### 2.1 教育委員会の役割

教育委員会は、医療的ケア児に関わる関係者（教育委員会・学校・主治医・保護者等）が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講ずることとします。

#### 【教育委員会の主な役割】

- (1) 医療的ケアに係るガイドライン等の策定
- (2) 医療的ケア運営協議会の設置・運営
- (3) 医療的ケアを実施する看護師等の研修の実施
- (4) 主治医及び医療機関との連携
- (5) 医療的ケア実施事例の蓄積及び分析
- (6) 医療的ケア実施の周知等
- (7) 学校における「医療的ケア実施要領」の策定及び医療的ケア安全委員会の設置・運営に係る指導・助言
- (8) 医療的ケアを実施する学校と特別支援学校の連携支援

### 2.2 学校の役割

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応ができるよう、学校看護師を中心に教職員等が協力する体制を構築することとします。医療的ケアの実施に係る基準やルールの整備を行い、教育委員会・主治医・保護者等と連携を密接に行い、医療的ケア児の安全確保に努めることとします。

また、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携を図って実施するものとします。

#### 【学校の主な役割】

- (1) 学校における「医療的ケア実施要領」の策定
- (2) 医療的ケア安全委員会の設置・運営
- (3) 各教職員の役割分担
- (4) 保護者、医療機関等との連携体制の構築
- (5) 緊急時の体制整備

## 2.3 学校看護師の役割

学校看護師は、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施します。なお、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うことから、医療機関等との緊密な連携が不可欠であり、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめ、学校から主治医に提供します。

### 【学校看護師の主な役割】

- (1) 医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- (2) 医療的ケアの実施
- (3) 医療機関等との連携
- (4) 教職員・保護者との情報共有
- (5) 指示書に基づく個別マニュアルの作成
- (6) 医療的ケアの記録・管理・報告
- (7) 医療的ケア児に係る「緊急時対応マニュアル」作成
- (8) 医療的ケア実施事例の蓄積及び分析

## 2.4 主治医の役割

主治医は、医療的ケア児一人ひとりの健康状態及び実施状況について学校から情報を取得し、その内容に基づいて医療的ケアに係る指示書を作成します。また、個別マニュアル等への指導・助言を行うものとします。

### 【主治医の主な役割】

- (1) 医療的ケア児や学校の状況を踏まえた指示書の作成
- (2) 個別の手技に関する看護師等への指導
- (3) 緊急時対応に係る指導・助言
- (4) 個別マニュアル・緊急時対応マニュアルへの指導・助言
- (5) 教育委員会及び学校への情報提供
- (6) 保護者への説明

## 2.5 保護者の役割

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、学校看護師に医療的ケア児の健康状態を報告する等、適切なケアを受けるために協力するものとします。また、学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行います。

### 【保護者の主な役割】

- (1) 学校との連携・協力
- (2) 緊急時の対応
- (3) 医療的ケア児の健康状態の報告
- (4) 学校と主治医の連携への協力

## 第3章 関係機関の連携

### 3.1 学校における連携

学校において医療的ケアを実施するに当たり、学校看護師・特別支援学級教諭・養護教諭等を含む全教職員が、医療的ケア児への対応と学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、医療的ケア児に関する情報を共有し、連携を図ることが必要です。

安全に医療的ケアを実施するためには、学校における「医療的ケア実施要領」を作成し、校内において連携協力しながらそれぞれの役割と責任を果たしていくことが重要です。

また、日常におけるヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策、緊急時における役割分担等についても事前に共有する必要があります。

### 3.2 医療機関との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療分野の専門的な指示が必要であり、その指示の内容を作成した主治医との連携が不可欠であります。

主治医に医療的ケアの指示を依頼する際には、当該学校における医療的ケアの仕組みの全体像や役割分担を明記した資料を提供して行うこととします。また、緊急時における対応の為に、市内の医療機関とも連携し、医療的ケア児の安全確保を図ります。

なお、主治医等と学校との間で医療的ケアに関する考えが異なる場合には、必要に応じ教育委員会が、双方からの意見聴取や対話の場を設けるなど、双方が納得できるよう促していきます。

### 3.3 保護者との連携

学校での医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠です。

保護者が、医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等を、あらかじめ学校に説明をすることで、実施可能な医療的ケアの範囲についての共通理解を図ることが可能となります。

学校は、緊急時における保護者との連絡手段を確保し、登校後に健康状態がすぐれない場合等の対応について、保護者と都度協議を行うこととします。

また、保護者の付添いの協力を得ることについては、医療的ケア児の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであります。やむを得ず協力を求める場合にも、代替案等を十分に検討した上で、その理由や今後の見通し等について保護者に説明することに努めます。

## 第4章 事故への対応

### 4.1 医療的ケア実施関係者の責任

医療的ケアの実施において、各関係者はそれぞれ役割を担い、医療的ケアに係る事故が起きないように、あらゆる事態を想定し万全の体制で行うこととします。

しかし、突発的な事故等が発生した場合には、医療的ケア児の生命の危機に当たる場合があることから、医療的ケアの実施に関わる者は、常に責任を全うするよう努め、隨時、医療的ケア児への対応状況を確認します。

#### 【主な役割】

- (1) 教育委員会：実施状況や情報把握による未然防止等
- (2) 学 校：実施体制や実施状況の把握
- (3) 主 治 医：医療的ケア児の状態把握、実施者及び学校の実施体制に合わせた適切な指示
- (4) 学校看護師：医師の指示・校内実施体制に基づいた職務の遂行
- (5) 保 護 者：学校での実施状況の把握、健康状態による登校判断や報告、主治医指示の履行

#### 4.2 事故への対応・検証

学校における医療的ケアの実施に当たっては、事故の未然防止に向けた体制整備を行った上で取り組むこととしていますが、万一事故が発生した場合は、医療的ケア実施要領の規定に基づき、落ち着いて対応し必要な措置を講ずることとします。

なお、事故発生時の経過については、必ず事故原因、対応状況、結果等をまとめ、学校から教育委員会へ報告し、医療的ケア運営協議会での協議等も踏まえ、今後の再発防止に向けた体制整備等必要な見直しを行い、再発防止に努めることとします。

#### まとめ

文部科学省では、医療的ケア児を取り巻く環境の変化に対応するため「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」を平成29年10月に設置しており、検討会議では、小中学校を含む全ての学校において医療的ケアを実施する際に留意すべき点等を整理し、小中学校における医療的ケアの実施は、教育面・安全面で大きな意義を持つとしています。

教育委員会におきましても同様に認識しており、医療的ケアは医行為であることから、事故を未然に防止する体制を整備することを重要視し、実施体制を日常的に確認することが必要であると考えます。

のことから、学校において実施可能な医療的ケアの内容は限定的とはなりますが、医療的ケア運営協議会において実施状況の確認を行うほか、医療的ケアを実施する学校看護師の研鑽によるスキルアップや校内での支援体制の整備、保護者・医療機関等との緊密な連携、学校において作成する医療的ケア実施要領等により、安全性を確保した実施に努めてまいります。

また、今後も国が示す取組内容等を注視し、この事業を進めてまいります。

#### 【担当課】

教育部学校教育支援室教育支援課